

## 1 趣旨

各種学力調査の結果等から明らかになった中学校の学力の現状と課題を踏まえ、客観的な数値目標を含む「学力向上アクションプラン」を公表し、学力向上の取組を展開しようとする市町村教育委員会に対して、持続的・発展的な授業改善を可能とする校内研究体制の確立に向けた支援、教科部会等を活用したネットワークによる授業改善支援及び必要な人的・物的支援を行うことで、組織的な学力向上対策を推進する。

## 2 支援方法

### (1) 学力向上検証会議の実施について

- ① 県教育委員会は、学力向上検証会議を年間2回実施し、全国学力・学習状況調査及び大分県学力定着状況調査等を活用して県及び各市町村の取組を検証するとともに、本会議を踏まえて指導の改善に係る指針を示す。
- ② 各市町村教育委員会は①の指針に基づき、市町村や学校の実態に応じ、3つ程度の取組内容を明確に示し、各学校に対する指導の改善を行う。
- ③ 各市町村教育委員会は、指針で提示された学力向上の取組について、実施状況等を平成30年1月26日（金）までに別途通知する様式にて報告する。

### (2) 指導教諭を中心とした「学びに向かう学校」づくりを目指す校内体制の確立に向けた支援等について

- ① 「『学びに向かう学校』づくり中核校」について  
市町村教育委員会は、指導教諭を中心とした持続的・発展的な授業改善が可能となる校内研究体制の下、生徒指導の三機能の視点を生かした授業改善及び特別活動等の充実による学びに向かう学習集団づくりを積極的に推進する学校を「『学びに向かう学校』づくり中核校」として指定する。
- ② 県教育委員会は、「学びに向かう学校」づくり中核校に対し、以下の支援を行う。
  - ア 市町村教育委員会と協議の上、必要に応じて学力向上支援教員もしくは習熟度別指導推進教員を配置する。
  - イ 「学びに向かう学校」先進地研修を実施する。  
小学校と連携した「『学びに向かう学校』づくり中核校」については、先進地研修に関係小学校も含めて参加できるものとする。
  - ウ 中核校連絡協議会を年2回実施する。そのうち1回は、生徒による実践報告及び意見交換会とする。
  - エ 県教育委員会指導主事による継続的な指導支援を行う。

③ 「『学びに向かう学校』づくり中核校」は、市町村教育委員会の指導の下、授業公開を行う等、他校に対して取組についての情報提供を行う。

④ 県教育委員会は、「学びに向かう学校」づくりを推進するために、各中学校の主幹教諭・指導教諭・教務主任等を対象に「『学びに向かう学校』づくり講演会」を実施する。

(3) 県教育委員会は、「中学校学力向上対策3つの提言」に基づく授業改善を推進する学校に対し、人的支援及び指導支援をする。

(4) 教科部会等を活用したネットワークによる授業改善支援について

① 県教育委員会は、教科指導力の向上をめざし、以下のとおり「深い学びを実現する教科別協議会」を年間2回実施する。

ア 各教科等（国語科・数学科・社会科・理科・外国語科・総合的な学習の時間）の文部科学省教科調査官等を講師とする講演及び実践交流等を行う協議会を教科等ごとに年間1回実施する。各学校は、若手教員を優先し、1名以上参加させることとする。

イ 国語科・社会科・理科については、地区教科部会の課題に応じた協議会を各1回実施する。日程や内容については、義務教育課が別途定める実施要領に基づき、各市町村教育委員会と義務教育課が調整しながら進め、各学校への開催連絡は各市町村教育委員会が行う。各地区の教科部員の参加は悉皆とする。

ウ 外国語科については、学力向上支援教員等の授業公開に合わせて、研究協議会を複数回実施する。実施要項は別に定める。各学校は、いずれかの回に1名以上参加させることとする。

(5) 人的支援について

① 加配等について

県教育委員会は、本事業のために確保した加配定数について、「中学校学力向上対策3つの提言」の推進等、県全体の学力向上に係る有用度に照らし、市町村学力向上アクションプランを審査し、加配教員を配分する。配置校の決定、学力向上支援教員、習熟度別指導推進教員の人選については、市町村教育委員会と協議する。

② 中学校学力向上支援教員について

ア 中学校学力向上支援教員は、「中学校学力向上対策3つの提言」を積極的に推進する学校において、学びに向かう力と思考力・判断力・表現力を高める指導方法の工夫改善による生徒の学力向上を目指し、「新大分スタンダード」に基づいて、担当教科等を中心に校内及び域内の授業改善を推進する。

イ 学力向上支援教員が上記の任務を果たすため、市町村教育委員会は下に示す類型を基準に、具体的な目標、活動内容や方法等を定めること。

A 担当教科等の授業改善の推進を本務とし、本務校において、「タテ持ち」で3学年分の授業を実施し、学習資料や評価問題を域内の学校に提供するとともに、計画的に本務校及び兼務校の教員に対し、指導・助言・支援を行う。

B 担当教科等の授業改善の推進を本務とし、市町村教育委員会が定める時数の授業（T. Tを含む）を本務校及び兼務校において実施し、学習資料や評価問題等を域内の学校に提供するとともに、本務校及び兼務校の若手教員を中心とした教員への指導・助言・支援を計画的に行い、関係教員の授業改善を進める。

C 小・中連携による授業改善の推進を本務とし、本務校及び兼務校の主幹教諭又は教務主任等と連携し、9年間を見通した教育課程の編成を推進するとともに、学習規律、指導方法等について、小中の段差を小さくし、円滑な接続を行うための共通実践事項や工夫点を明確にして、関係校のすべての教員の実践を促す。

また、中学校及び小学校の担当教科について、市町村教育委員会が定める時数の授業（T. Tを含む）を通して系統性を意識した授業づくりを推進する。その際、小学校の専科教員ではないことを踏まえ、小・中学校教員の指導力向上が図られる体制とすること。

D 「学びに向かう学校」づくりの推進を本務とし、学習目標の設定や特別活動等を通した学びに向かう集団づくりに関する指導の改善を推進するとともに、指導教諭等と連携して、学習規律の確立や学習環境の整備、生徒の主体性や協働する力を育む教育課程の改善に向けた取組を本務校及び域内の中学校又は小学校において推進する。

ウ 県教育委員会は、中学校学力向上支援教員に対して、県教育委員会が進める学力向上施策への理解と実践力の向上を図るため、年間2回の学力向上支援教員等協議会を実施する。

エ 中学校学力向上支援教員は、市町村教育委員会の指導の下、本務校もしくは兼務校において校内外に対して公開授業を年間3回以上実施する。

オ 中学校学力向上支援教員は、年間2回の深い学びを実現する教科別協議会に参加し、地区別開催の際は、県教育委員会指導主事と連携し、会の運営に携わる。

カ 中学校学力向上支援教員は、県教育委員会の求めに応じて、実践報告等授業改善のための情報提供を行う。

キ 中学校学力向上支援教員の本務校及び兼務校は、学力向上支援教員の助言の下で各教員が作成した単元プランを平成30年1月26日（金）までに自校のホームページ

ージに掲載する。

なお、②イ類型A・Bの学力向上支援教員の本務校及び兼務校においては、当該教科の単元プランとする。②イ類型C・Dの学力向上支援教員の本務校及び兼務校においては、各学校の授業改善の取組を踏まえた単元プランとし、各学年1単元程度を目安とする。

また、単元プランについては様式例を別に示す。

③ 習熟度別指導推進教員について

ア 県教育委員会が配置する習熟度別指導推進教員の担当する教科は、数学科及び外国語科とする。

イ 習熟度別指導推進教員は、本務校もしくは兼務校において習熟度別指導を実施すると同時に、市町村教育委員会の指導の下、習熟度別指導の効果的な進め方等について、校内外に対して公開授業を年間3回以上実施するなど、その導入・推進に努める。なお、習熟度別指導推進教員が実施する授業時間数については、市町村教育委員会が導入・推進計画に基づいて定める。

ウ 県教育委員会は、習熟度別指導推進教員に対して、県教育委員会が進める学力向上施策への理解と実践力の向上を図るため、年間2回の「学力向上支援教員等協議会」を実施する。

エ 習熟度別指導推進教員は、市町村教育委員会の指導の下、本務校もしくは兼務校において、校内外に対して公開授業を年間3回以上実施する。

オ 習熟度別指導推進教員は、年間2回の深い学びを実現する教科別協議会に参加し、地区別開催の際は、県教育委員会指導主事と連携し、会の運営に携わる。

カ 習熟度別指導推進教員は、県教育委員会の求めに応じて、実践報告等、授業改善のための情報提供を行う。

(6) 物的支援について

県教育委員会は、各中学校に対して、数学科における基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を目的に、「数学問題データベース」をWebサイトで提供する。

(7) その他の支援について

県教育委員会は、市町村教育委員会の求めに応じ、学力向上に資する支援を可能な範囲で行う。

(8) 支援期間

支援期間は単年度とする。

(H29年4月5日 施行)